

令和7年度 鯖江市職員採用候補者後期試験案内

鯖江市総務部職員課

〒916-8666 鯖江市西山町13番1号

TEL (0778)53-2201

令和7年度後期試験のポイント

●第1次試験は「SPI3」により実施します。公務員試験対策は不要です。

【注 意】

令和7年度鯖江市職員採用候補者前期試験に申込みをした方は、後期試験を受験できません。

受付期間 令和7年8月7日(木)～9月9日(火) 午後5時

第1次試験日	令和7年9月21日(日) (鯖江市役所での受験)
	令和7年9月16日(火)～23日(火) (テストセンター方式により、全国主要都市等に設置される会場またはオンラインによる自宅等での受験)

採用予定日 令和8年4月1日

※ 鯖江市役所での受験またはテストセンター方式での受験を選択できます。

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務(一般行政)	2人程度	本庁、出先機関等に勤務し、一般行政事務に従事
技術(総合)	2人程度	本庁、出先機関等に勤務し、専門的技術の業務等に従事

※ 採用予定人員は、職員の欠員状況等により変更することがあります。

※ 複数の試験区分への受験申込みはできません。

※ やむを得ない事情により、急遽、試験日程や試験方法等を変更する場合がありますので、必ず随時鯖江市ホームページトップの「新着情報」および「職員採用情報」を御確認ください。

2 受験資格

試験区分	受験資格・要件	
	資格・免許	生年月日 (下の期間に生まれた者)
事務(一般行政)	不要	平成16年4月2日 ～平成20年4月1日
技術(総合)	土木、建築、電気、機械のいずれかに関する専門課程を卒業した者 または令和8年3月31日までに卒業見込みの者	平成18年4月2日 ～平成20年4月1日

- (1) 性別、学歴は問いませんが、高校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 次のいずれかに該当する者
- ア 日本国籍を有する者
 - イ 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」に定められている永住者
 - ウ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）」に定められている特別永住者
- (3) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）
- ア 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 鯖江市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和7年9月21日（日） 午前9時45分～	鯖江市役所
	令和7年9月16日（火） ～9月23日（火）	テストセンター方式での受験
第2次試験	令和7年10月8日（水）	鯖江市役所

4 試験方法

次により、第1次試験と、第1次試験合格者に対して第2次試験を行います。

試験種目			試験区分	内容
第1次試験	SPI3	基礎能力検査	全試験区分	公務員として必要な基礎的な能力についての試験
		性格検査	全試験区分	受験者の性格特徴を見るための検査
第2次試験	口述試験		全試験区分	受験者の人柄、性格、専門的知識、職務遂行能力等をみるための個人面接
	課題作文		全試験区分	課題に対する論理的思考力・表現力等をみるための記述式による筆記試験
そ の 他			第1次試験合格者に対して、受験資格の有無、申込書記載事項の真否について審査します。	

5 合格者の発表

区 分	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	令和7年9月下旬	鯖江市ホームページに掲示 合格者には郵便で通知
最終合格者	令和7年10月中旬	鯖江市ホームページに掲示 第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知

6 合格から採用まで

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、鯖江市職員として採用される資格を持つことになります。採用は、欠員補充等必要が生じた場合行なうことになります。

7 採用予定日

採用予定日は、令和8年4月1日とします。

8 採用された場合の給与等（令和7年4月1日現在）

（1）給与

区 分	初任給	諸 手 当
短大卒	209,000円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
高校卒	192,900円	

なお、職歴などがある人については、上記初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

（2）人事・研修制度

自己申告制度	職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うため、今後したい仕事の希望、自由意見等を申告する自己申告を行っています。
研 修	初任者研修等を行います。

9 受験申込および受付期間

受験申込は、電子申請により受け付けます。

アクセス方法	鯖江市ホームページから職員採用サイトの令和7年度鯖江市職員採用候補者後期試験案内にアクセスしてください。
手続方法	①電子申請フォーム（LoGo フォーム）にメールアドレスを入力し、送信 ②no-reply@logoform.jp からメール受信 ③受信したメールのURLにアクセスし、入力フォームに必要事項を入力 1分程度の自己PR動画を任意で提出することができます。 ④令和7年9月10日以降に受験票ダウンロードの案内メールを送信します。
受付期間	令和7年8月7日(木)～9月9日(火) 午後5時

※ 令和7年9月9日（火）午後5時までに正常に申込手続ができているもののみを有効とします。正常に申込みが行われていない場合は受験できませんので御注意ください。

※ 申込書受理後は試験区分の変更はできません。

10 その他

（1）申請手続その他の問い合わせは、鯖江市総務部職員課でお答えします。

電話 （0778） 53-2201（直通）

（0778） 51-2200（内線 361）

（2）この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等の職員の採用試験ではありませんから注意してください。

令和7年度鯖江市職員採用試験に関する情報
（鯖江市職員採用サイト）

